

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	提出議案について	2
①	議案第1号 工事請負契約の締結について.....	2
(2)	協議事項について	3
①	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	3
(3)	報告事項について	4
①	報告第1号 市長の専決処分事項について.....	4
	専決第8号 和解について.....	4
②	報告第2号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について	5
③	令和4年度矢板市一般会計決算の概要について.....	7
④	矢板市森づくり条例の制定及びパブリックコメント実施について..	9
4	その他	14
5	閉会	14

日 時	令和5年7月19日(木)	午前10時00分～午前10時31分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ③ 森 島 武 芳
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由 紀 夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 秘書広報課長
- ⑤ 総務部長兼総務課長
- ⑥ 子ども課長
- ⑦ 農林課長

齋 藤 淳一郎
三堂地 陽 一
塚 原 延 欣
宮 本 典 子
高 橋 弘 一
高 橋 理 子
村 上 治 良

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 副主幹
- ③ 副主幹

星 哲 也
粕 谷 嘉 彦
佐 藤 晶 昭

【 欠席議員 】

なし

1 開 会

○議長（佐貫薫） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

(10 : 00)

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第 389 回随時会議を開催いただきまして、ありがとうございました。

今回、市当局から提出いたします案件は、報告事項 2 件及び工事請負契約の締結について 1 件の計 3 件であります。

提出議案及び各報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第 1 号 工事請負契約の締結について

○議長 次に、(1) 提出議案について。①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

議案第 1 号 工事請負契約の締結について御説明いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。議案書の朗読は省略いたしまして、内容の御説明をいたします。

（仮称）泉複合施設整備工事でございますが、このことにつきましては、昨

年7月と12月の全員協議会で、配置計画等について御説明しておりますけれども、旧泉中学校の普通教室棟と特別教室棟を改修するものでございます。

昨年度実施設計業務委託を行いまして、本年6月20日に条件付一般競争入札を行いました。この入札結果でございますが、入札参加者は5社。落札率は93%でございました。

先月6月28日に仮契約を行いまして、工期は令和6年2月29日まででございます。

簡単ですが説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2) 協議事項について。①について説明を求めます。

○議会運営委員長(石井侑男) 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議申し上げます。

第389回随時会議の議会運営については、去る7月12日午前10時から、第2委員会室において議会運営委員会を開催し協議いたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について、慎重に協議した結果、この随時会議の会議期間は本日1日と決定いたしました。

議案の取扱いにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、即決でお願いいたします。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長説明のとおり、御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 報告第1号 市長の専決処分事項について

専決第8号 和解について

○議長 次に、(1) 報告事項に進みます。①について説明を求めます。

○子ども課長(高橋理子) 報告第1号 市長の専決処分事項について御報告いたします。

この件につきましては、本年5月に、市内店舗駐車場において発生した車両事故につきまして、事故の相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより報告するものであります。

それでは、報告事項2ページ、専決第8号 専決処分書を御覧ください。専決の日は令和5年7月4日でございます。事故の発生は令和5年5月6日。場所は矢板市矢板90番地の駐車場です。市の過失割合はゼロでありましたので、相手方が市の損害額を全額負担いたします。和解の条件、相手方につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 報告第2号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

○議長 次に②について説明を求めます。

○農林課長（村上治良） 報告第2号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について御報告いたします。なお、報告事項の朗読を省略させていただきまして、その概要について御説明させていただきます。

この件につきましては、矢板市の出資法人である株式会社やいた未来の経営状況に関する説明書として、法の定めに従い提出するものです。

資料の1ページを御覧ください。第5期（令和4年度）の事業報告でございます。一つ目の企業の現況に関する事項、(1)全般的な営業の概況についてですが、株式会社やいた未来は、平成31年4月から道の駅の管理業務を引き継ぎ、当期で丸4年が経過いたしました。

業務に当たっては、農産物直売所において、商品の拡充、陳列の見直し、品切れの削減及び営業時間の延長など、様々な対策を実施しております。

また当期は、新型コロナウイルス感染症に伴う対策を十分に行いながら、地元生産者の多大な協力のもと、新鮮で安心安全な地域野菜など十分な商品供給を受けるとともに、レストラン事業の譲渡を受けて、従業員の確保、スタッフの育成、設備の見直しを行い、売上高を伸ばすことができました。これらによりまして、昨年度の施設全体の運営実績は、令和3年度に対し来場者数で9.4%、売上高で12.7%の大幅な増加となり、過去最高を更新しております。

なお、利益面が、前事業年度と比較して減益になったことにつきましては、レストラン事業の直営化による売上原価、商品の仕入れでございますが、これに加えて、販売費及び一般管理費の増加によるもので、主にスタッフ確保による人件費の増、電気料金の値上げによる水道光熱費、第3期分に納税すべきであった消費税を第5期に納税したための租税公課、この件に付け加えますと、

第3期分は、2期前の第1期の収益がなかったため免税事業者であると、当初、税務署から言われていたところでありましたが、前期の売上げなどが一定の条件を満たすと課税事業者になるということを税務署から指摘を受け、この5期で納税したものであるところでございます。レジ袋やトイレットペーパーなどの消耗品費、ほかに野菜オリジナル袋を制作した販促費、印刷製本費、クレジットカードや最近増えております交通系電子マネー等の支払い手数料でございます。

結果といたしまして、経常利益、当期純利益とも前事業年度と比較して減益となりましたが、全体運営の業績といたしましては順調であり、先月、株主に対して20%の配当を行ったところでございます。

詳細は資料に、決算報告書として、貸借対照表、損益計算書、支出した各科目の計算内訳、監査報告書などを添付いたしましたので、こちらは後ほど御参照願います。

続きまして、一番最後の11ページになりますが、こちらを御覧いただければと思います。第6期、本年度の事業計画及び予算についてでございます。当期も道の駅の管理運営を行うにあたり、引き続き道の駅の広域的な役割を果たしながら利益目標の達成を目指しまして、事業計画に定めた各項目を実行しているところであります。新たな取組といたしまして、昨年度まで矢板市農業公社で実施しておりました、八方高原ふるさと便の事業を受け継ぎ、本年度から株式会社やいた未来にてふるさと便を推進してまいります。

株式会社やいた未来の経営状況報告書の提出につきましては、説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等がありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 令和4年度矢板市一般会計決算の概要について

○議長 次に③について説明を求めます。

○総務課長 それでは令和4年度矢板市一般会計決算の概要について御報告いたします。資料の項目ごとの決算の概要につきましては、四角の枠の中に記載しておりますので、その主な内容を御説明してまいります。

初めに、1の決算規模でございます。令和4年度の一般会計の決算規模につきましては、概数で申し上げますが、歳入は155億100万円。対前年度比5億3,400万円、3.3%の減でございます。歳出につきましては、147億8,600万円。対前年度比1億9,200万円、1.3%の減でございます。それぞれ減少しておりますけれども、その主な要因につきましては、住民税非課税世帯等、それから子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の減少等によるものでございます。

続きまして、2の決算収支でございます。①の歳入総額から②の歳出総額を差し引いた形式収支、それからその形式収支から、④の翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支はともに黒字決算となっております。⑥の単年度収支、それから⑩の実質単年度収支につきましてはそれぞれマイナスとなっております。

続きまして、2ページ、3の歳入でございます。主な区分ごとの増減理由につきましては、記載のとおりでございます。(1)歳入一覧の表がございしますが、下から2行目の自主財源につきましては、自主財源である市税や繰入金、諸収入が増加したことにより、前年度に比べ3.0ポイント増加しまして、45.3%と

なっております。続きまして、3ページになります。(2)の地方税内訳一覧は、市税の内訳でございまして、こちらは景気の持ち直し傾向による個人市民税の増、さらには新築家屋の増など、固定資産税の増などによりまして、この表の一番下になりますが、市税全体では2.3%の増となっております。

続きまして、4の歳出でございまして。(1)の目的別歳出、そして次のページになりますが、4ページの(3)性質別歳出がございまして。主な区分ごとの増減理由は記載のとおりでございまして。(4)の性質別歳出一覧の表の下から2行目の義務的経費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、それから子育て世帯への臨時特別給付金など、扶助費が減少したことによりまして、前年度に比べ2.2ポイント減少しまして、43.5%となっております。次の投資的経費、こちらは安沢地区の道路新設改良事業、それから文化スポーツ複合施設整備事業の増加によりまして、前年度に比べ2.2ポイント増加しまして、9.9%となっております。

続いて5ページ以後の財政構造になります。経常収支比率、こちらは4.8ポイント上昇しまして、89.8%となっております。こちらは市税や地方消費税交付金、こちらは増加いたしました。臨時財政対策債が減少したことにより、増加したものでございまして。将来負担比率がございまして、こちらは地方債残高が減少したことに加えまして、財政調整基金や減債基金、さらには公共施設整備基金や庁舎等整備基金など、基金残高が増加したことによりまして、21.8ポイントを減少しまして、7.3%となっております。

実質公債費比率につきましては、地方債の償還に充てる公営企業への繰出金の減少などによりまして、0.2ポイントを減少しまして、8.6%となっております。一番下の段の積立金現在高につきましては、財政調整基金、減債基金、このほか、公共施設整備基金や庁舎等整備基金の増加によりまして、積立金全

体では27.5%の増となっております。

6ページ以降の資料につきましては、決算状況等をグラフにしたものでございますので、後ほど御覧いただければと思います。

一般会計の決算概要につきましては以上となりますが、特別会計、それから企業会計を含めました決算につきましては、9月に開催する定例会議に議案として提出いたしますので、その際に御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等がありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 矢板市森づくり条例の制定及びパブリックコメント実施について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○農林課長 矢板市森づくり条例の制定及びパブリックコメント実施について御報告いたします。なお、資料を御覧いただきながらお聞き取り願います。

まず、前段で条例制定の趣旨を申し上げます。本市の森林は市の総面積の約57%を占めており、土砂災害の防止や水源の涵養、生物多様性の保全、保健・レクリエーション、地球温暖化防止、さらに木材等の生産など、多面的機能を有しており、市民共通の大切な資源となっております。

このような多面的機能は、森林が健全な状態に保たれることによって発揮され、中山間地域のみならず、市内全域の市民生活にも安らぎと潤いをもたらしておりますが、近年は木材価格の大幅な変動や、担い手の高齢化や後継者不足等により、管理が不十分な森林が増えている状況にあります。その一方で、戦後植林された人工林は本格的な利用時期を迎えております。

また、脱炭素社会への取組である循環型社会を推進することに加え、再生可能エネルギー施設や盛土規制など、環境問題に対する意識の高まり、土砂流出防止や洪水軽減などの多面的機能の発揮など、森林が担う重要な役割が再認識されてきております。

このような中で、本市において森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る森づくりを行いつつ、森林資源の伐採造林利活用といった循環により、地域の産業として持続する施策による地域活性化を図り、次世代へ豊かな森を継承することを決意し、この条例を制定しようとするものであります。

条例案の内容につきましては、別添資料の概略を申し上げますと、第1条の目的といたしまして、森づくりの基本理念を定め、責務は市、役割として森林所有者、市民、森林組合、林業及び木材産業と事業者とすることとして森づくりに関する施策の基本となる事項を定め、豊かな森を次世代へ繋いでいくこととしております。次に第3条で基本理念、第4条で市の責務を明記し、第5条以降が、森林所有者、市民、森林組合、林業及び木材産業と事業者の役割としております。また、第9条からは、市は森林の把握を行い、森林の適正な整備及び保全に努め、木材の利用の拡大を図り、森林資源を活かしたまちづくりにつなげてまいります。第13条では、市民と協働による森づくりも推進することとしております。さらに第14条から担い手の育成や森林環境教育、森づくりの普及啓発を行い、第17条で目標や基本方針等を定め、概ね10年間の基本構想、森づくりビジョンを策定するとともに、第18条で森づくりビジョンを実現するための概ね5年間の行動計画として、森づくりアクションプランを策定してまいります。森づくりの推進体制といたしまして、第19条で矢板市森づくり協議会を設置することといたしました。

現在、令和5年10月1日施行に向け準備を進めており、9月の市議会定例

会議に議案として提出させていただきたいと考えておりますので、よろしく
お願いいたします。

また、今回、条例制定に当たり、事前に条例案を公表して、広く市民の皆様
から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施いたします。実施期間
につきましては、本日この全員協議会報告終了後から8月18日までの1か月
間といたしまして、実施方法等につきましては、資料に記載のとおりでござい
ます。

説明は以上となりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等がありますか。

○掛下議員 質問いたします。森づくりにおいて、今、国及び県でも積極的にや
っていると思いますが、花粉の出ないスギの採用ということで、すごく全国民
に問題が出ておりますので、そういった条文を、この中に入れられないかなど。
提案ですがいかがでしょうか。

○農林課長 ただいまの掛下議員の御質問にお答えいたします。

花粉の出ないスギとかということを条文に入れられないかということでご
ざいますが、あくまでもこの森づくり条例につきましては、政策の大きな指針
を示して方向性を示していくものが条例ということで、実際、取組段階、実施
計画、一番直近の5か年のアクションプラン等でも実施事業のほうに落とし
込めていく内容で、実際、現在は少花粉のスギに全国的に切り換えておりまし
て、栃木県も率先して切り換えているところですので、条文に盛り込まないの
かという御質問に関しましては、条文には盛り込むことはできないというこ
とで、実際、実施計画の動きとしては、既に行っておりますので、掛下議員に
は御理解いただければと思います。以上です。

○掛下議員 それでは実施計画のところに盛り込むような形でよろしくお願

します。

二つ目の質問ですが、この森づくりと、それと相反する、森及び林を利用した太陽光発電とか、そういった課題がありますけども、現在市に対しては、条例化をして、きっちりとその開発計画について、市のほうで事前チェックするようという話を前から出しているのですが、こういう森づくりの中でそういう地球温暖化の対策との整合とか、問題が起きないように開発行為とか含めて、何らかの形で、この中に入れたらどうかと思ったのですがどうかでしょうか。

○農林課長 ただいまの掛下議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、この森づくり条例と相反する森林の開発という形のことについて、条例で何とか見られないかなという御質問だと理解しておりますが、この森づくり条例、方向性を定めた後大きな基本構想を作って、その後、実施していく事業計画を詳細なものを作っていくというスケジュールを想定しております。

今のお話、地球温暖化とか、大きな循環型社会を、その中の基本構想であったり、盛り込んでまいりますけれども、開発の抑制とか、そういうことに関しての条例制定の話もございましたが、逆に地球温暖化対策であったり、太陽光発電等の言葉を盛り込むかどうかは今後の検討ですが、循環型社会を構築していくという中で御理解をいただければと思います。

こちら森づくりサイドとしての開発を抑制するような、内容的なものまで盛り込めるかっていうのは、今後の検討課題となりますので、この場の回答としては、なかなかできないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長 そのほか、御質疑等がありますか。

○森島議員　こちらの森づくり条例の案というところなのですけれども、ほかの各自治体も比較的持っている自治体も多いのかなというふうに思うのですけれども、その中でこの矢板市の今回の条例案の中身について、何か矢板市の特徴を捉えた、要は矢板市オリジナリティというか、そういったところはどこら辺にあるのか、お教えいただければありがたいです。

○農林課長　ただいまの森島議員の御質問は、この条例の中の矢板市のオリジナリティということで理解いたしました。そのものといたしまして、まず全国の自治体の状況はですね、森づくり条例を市で掲げて進めていくというところは、現在令和4年度末では30か所のみでございます。県内の条例制定状況はございません。

矢板市、その前段とはなるのですが、森づくりというか林業事業の林政関係の事業展開をしてきております、平成30年度からですかね、令和4年までの林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業ということで、事業に取り組んできておりまして、その事業をできるだけ森林の循環、木材の供給等を回していきたいということも、今後の事業展開として考えております。

矢板市としてはこちらの大きな先進的なモデル事業に取り組んできたというのは、そもそも下地がございます。矢板市は、先ほど申し上げましたような、従来からの林業地域、森林地域が多くございますので、まず、矢板市として次の事業展開をするにあたって、自治体としてのその意気込みを示すためのまず条例を制定し、単独で制定して、その条例に基づき構想・プランを作りたいということがございます。矢板市としてはもう従来から、国の中で選ばれた先進地域であるということなので、それを次の子供たちにつなげていく森林資源を守って、次の未来へこの自然を守っていくための、基本の理念を掲げるといことで、条例制定とさせていただきたいと思っておりますので、自然環境

の保全等も含めますけれども、そちらも含めて、掲げていきたいと。広い意味でも当市は、林業先進地域ではあるという認識はもちろんあった上での条例ということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長 そのほか御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 その他について何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。(10:31)

令和 年 月 日

議長